**家計急変**

**最終募集**

**【国公立】**

**令和６年度（２０２４年度）**

**熊本県奨学のための給付金における募集案内**

**保護者の失職，倒産，死亡等の家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を**

**対象に，授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。**

**○　給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。**

**○　奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。**

**１　給付対象者**

令和６年（２０２４年）７月１日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。



生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和６年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は非課税世帯対象の募集で申し込んでください。

※1家計急変の基準（保護者１名にのみ収入がある場合）



・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。

・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認しますので、上記以外の場合はお問い合わせください。

**２　給付金額**



※７月以降の家計急変については、申請した月の次月～３月分までの相当額を給付します

（例：９月１０日に家計急変し、９月２０日に申請した場合、１０～３月分相当額を給付します。）

**３　申請書類**



※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、各学校にご連絡ください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は，高校教育課へご連絡ください。

**４　申請期限・提出先・問い合わせ先**

**【県内の高等学校等に在籍する場合】**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和６年（２０２４年１２月２０日（金） |
| 提 出 先 | 玉名工業高等学校　（担当：坂井） |
| 問い合わせ先 | ０９６８－７３－２２１５ |

* 保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省ＨＰに掲載されています。

ホームページ：<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm>

**【家計急変】**

**奨学のための給付金　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１　申請したら必ず全員に給付されますか？**

Ａ１　給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

**Ｑ２　道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？**

Ａ２ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、１年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 県民税 | 均等割額 | **CHECK** | 市民税額 | 均等割額 |  |
| 所得割額 |  | 所得割額 | **CHECK** |

**Ｑ３　確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？**

Ａ３　確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

**Ｑ４　課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？**

Ａ４　原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は２名分のみ提出してください。

**Ｑ５　保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？**

Ａ５　海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、給付金の対象外です。

**Ｑ６　休学している場合は給付金の対象になりますか？**

Ａ６　給付金が交付される年度の４月から３月まで（入学年度においては入学日の属する月から３月まで）の１年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

**Ｑ７　退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？**

Ａ７　給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

**Ｑ８　子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？**

Ａ８　給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行ってください。

申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。



**【家計急変】**